

愛知県立古知野高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

本校は、生徒一人一人が自他の人権を尊重し、差別と偏見をなくし、望ましい社会のあり方について考え、その実現に向けて積極的に努力する態度と実践力を育成することを目指している。

いじめは、生徒の人格や名誉、心身を傷つけ、個人の尊厳、基本的人権を侵害するものであり、人間として絶対に許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、指導に当たっていく。(早期発見)

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒相互が認め合える人間関係を構築しながら自己有用感を高めることができる学校作り、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験のまだまだ乏しい生徒にさまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図っていく。(未然防止)

2 いじめに関する組織的対応

・・・資料1

日頃から、いじめ問題に対して多角的に対応するため「いじめ対策委員会」を設置し、役割や機能を次のとおりとする。

(1) メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談係、養護教諭、当該生徒の学年主任あるいは学年相談係、当該学年の生徒指導係、担任とする。

また、状況に応じて、学科主任、スワールカウンセラー等外部の専門家を加える。

なお、個別事案に対しては、迅速に対応する必要があるためプライマリー（初動）チーム（以下、「プライマリーチーム」※1）を構成して対応することとする。

※1 プライマリーチーム：当該学年団、生徒指導部

(2) 基本方針及び防止計画等の策定

過去の取組を検証しながら、本校の実態に即した「いじめ防止基本方針」及び防止計画を策定する。

(3) 教職員への共通理解と意識啓発

年度当初に全教職員に対して、「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行い、学校全体の意思統一を図る。また、年間を通じて発生する個別事案については、全て職員会議等で報告・検証し、以後に向けたケーススタディとする。

(4) 生徒、保護者、地域に対する情報発信

「いじめ防止基本計画」及び学校評価結果（生徒・保護者・教員対象アンケート）を学校経営案や本校ホームページ等に掲載し、その取組を広く情報発信する。

(5) いじめ事案への対応

・・・資料2

ア 初動

いじめが疑われる問題行動の情報が入った場合、直ちに当該学年団、生徒指導部等がプライマリーチームとなり対応を開始する。その際、事案の特殊性を考慮し、教頭に報告の上、以後は適切に指示を受けながら対応する。教頭は、校長に対してプライマリーチーム対応開始の一報を入れる。

イ 「個別いじめ対策委員会」設置

事案が深刻化（重大化）したり、広範囲に及ぶ可能性があるると判断した場合は、当該事案に特化した「個別いじめ対策委員会」を招集開催し、校長の直接指導の下で対応することとする。

ウ 「個別いじめ対策委員会」の取組

「個別いじめ対策委員会」は、詳細な情報収集に努め、それらを精査した上で慎重かつ迅速な対応を心がける。また、それらの情報は全教員に周知し学校全体が一体となって対応できるように取り囲む。

エ 重大事態※2

・・・資料3

個別事案が重大事態に発展した場合、愛知県教育委員会に相談報告し、以後は連携して問題解決に取り組む。学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり対応する。必要に応じて適切な専門家を加えることもある。

※2 重大事態：

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

オ 生徒及び保護者への配慮

個別事案への対応に際し、常に被害生徒及びその保護者と緊密に連携を取り、その心情に寄り添うことに留意する。

カ 以後のケア

被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）を適切に行う。

(6) 取組の検証

・・・資料4

年度初めに「学校いじめ対策委員会」を開催し、基本方針や対応方針等について確認した上で全教職員に周知する。また、年度末にも同委員会を開催し、年間の取組の検証と見直しを行い次年度につなぐ。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

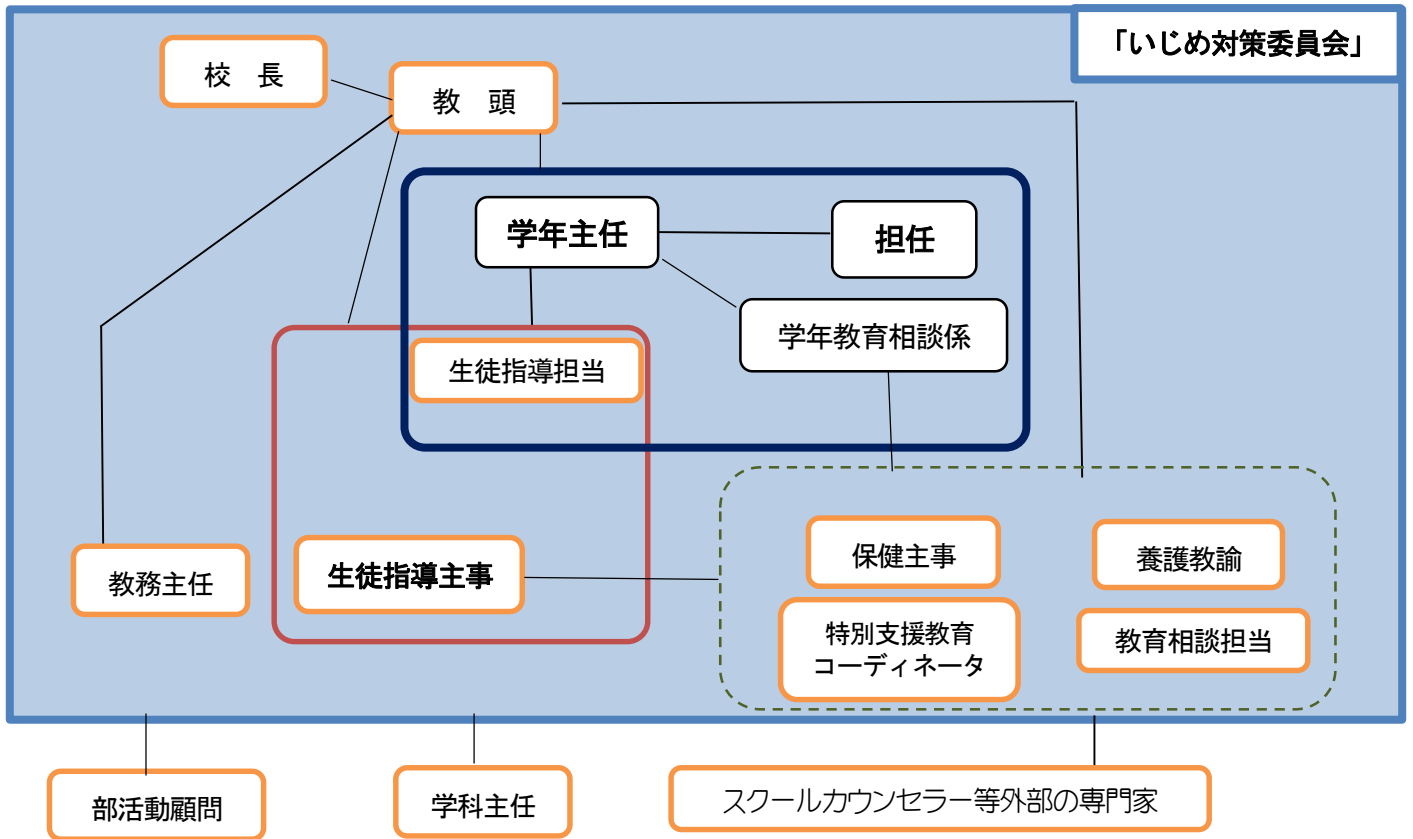
(1) いじめの未然防止の取組

- ア あらゆる機会を捉えて事例研究を進め、全ての教職員がいじめに対する共通理解を持って適切に対応できる体制を整える。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- カ 日頃から集会等を活用して、絶対にいじめを許さない、生み出さない集団づくりに向けた決意を表明する。
- キ 日頃から、教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携を図る。

(2) いじめの早期発見の取組

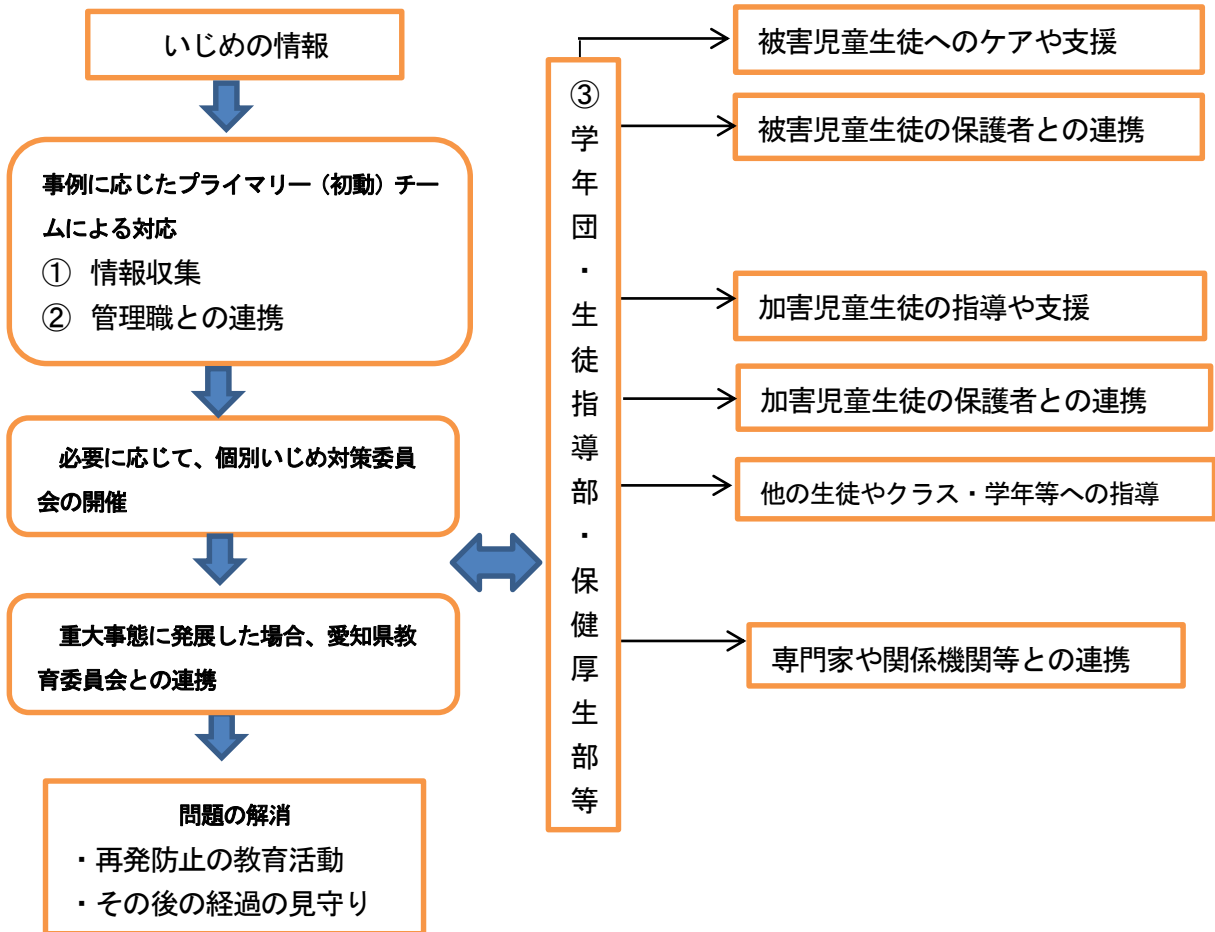
- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ 校内に相談箱を設け、友人や教員に相談しにくい事案についても情報提供を受けやすくする。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。

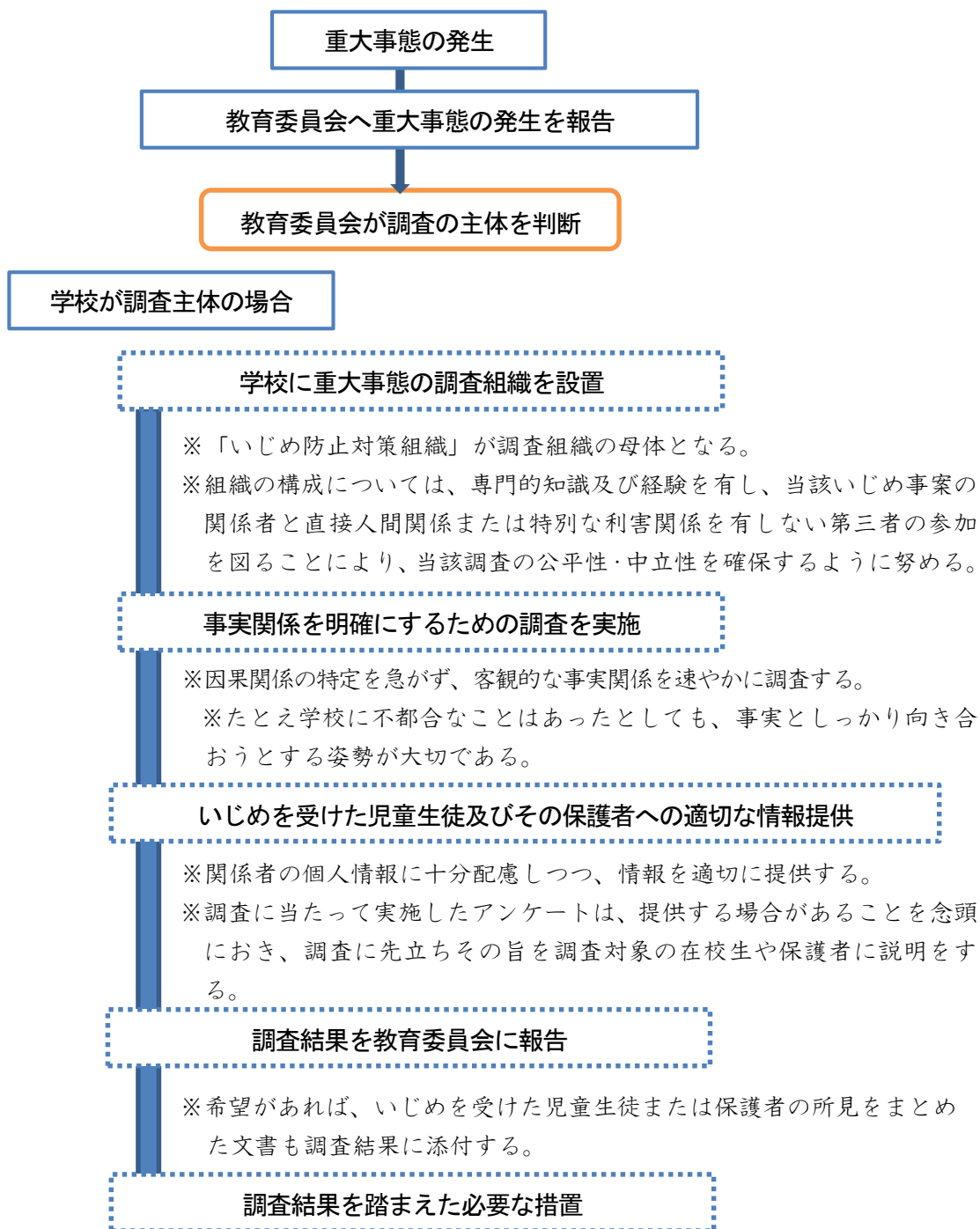
資料1 校内指導体制（組織図）



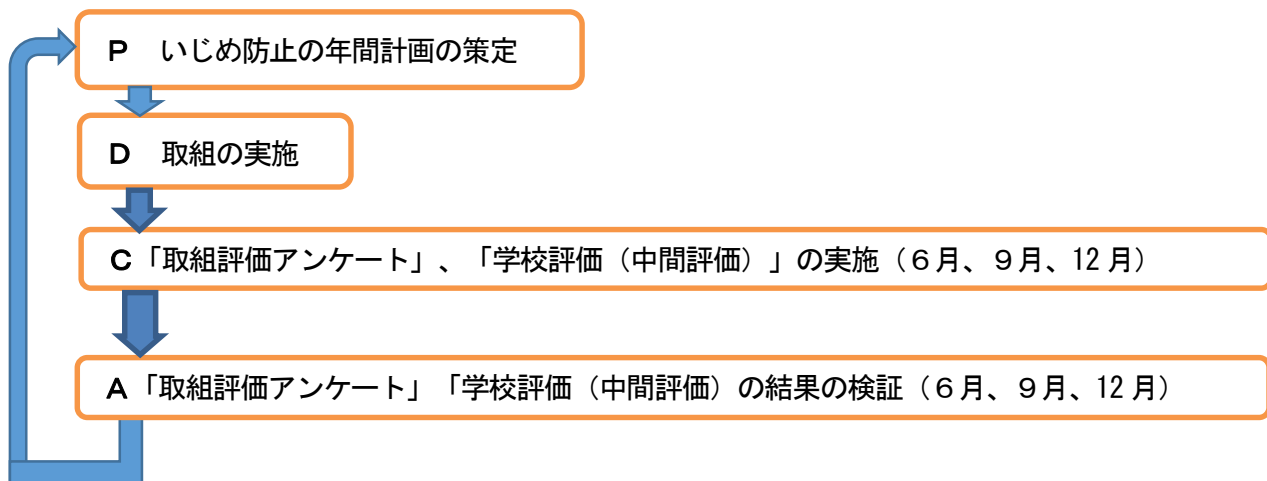
※ 事案によってメンバーは柔軟に変更できる。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

資料2 いじめ事案への対応【イメージ図】





資料4 取組の検証（PDCAサイクル）



資料5 取組の年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	健康調査の実施【全学年】 ^④ 相談室やSCの周知【全学年】 ^④ 個人面談【全学年】 ^④	健康観察(毎日) ^④	いじめ防止基本方針の確認【職員会議】	毎月10日交通安全指導 ^⑤
5月	授業参観【全学年】 ^④ 緑化活動 ^④ 下校指導 ^⑤	「いじめアンケート」の実施【全学年】 ^④	現職研修	PTA 総会 ^⑥
6月	生活実態調査【全学年】 ^④ 授業力向上週間 ^④ マナー向上運動 ^⑤ 福祉科介護実習【3年生】 ^④		取組評価アンケートの実施→検証	名古屋聾学校との交流【生文】 ^④
7月	薬物乱用防止講話【全学年】 ^⑤	保護者会 ^④		
8月	インターンシップ【2年生】 ^{④⑤} 福祉科介護実習【全学年】 ^④			
9月		「いじめアンケート」の実施【全学年】 ^④	中間評価→検証	
10月	マナー向上運動 ^⑤		現職研修	文化祭・体育祭 ^④
11月	緑化活動 ^④ 福祉科介護実習【2年】 ^④			名古屋聾学校との交流【生文】 ^④
12月	人権講話【全学年】 ^⑤	保護者会 ^④	取組評価アンケートの実施→検証	
1月	福祉科介護実習【1年】 ^④	「いじめアンケート」の実施【全学年】 ^④		
2月			年間評価	
3月			学校関係者評価の結果を検証し「いじめ防止基本方針」の見直し	

④…教務部 ⑤…生徒指導部 ⑥…保健厚生部 ⑦…特別活動部 ⑧…進路指導部
 ⑨…総務部 ⑩…学年会 ⑪…教科会・学科会